

国立研究開発法人物質・材料研究機構業務方法書

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項及び第2項並びに「国立研究開発法人物質・材料研究機構に関する省令」(平成13年文部科学省令第36号。以下「令」という。)第1条及び第2条の規定に基づき、「国立研究開発法人物質・材料研究機構法」(平成11年法律第173号。以下「機構法」という。)第15条に規定する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 機構は、文部科学大臣より指示された中長期目標を効率的に達成するために、実施すべき業務に関する必要事項を定めた中長期計画を策定し、当該中長期計画に沿って研究業務の運営にあたるものとする。また、機構は、その行う業務の公共的重要性に鑑み、関係機関との緊密な連携を図り、もってその業務の能率的かつ効果的な運営を期するものとする。

(用語)

第3条 この業務方法書で使用する用語は、通則法、令及び機構法において使用する用語の例による。

第2章 基礎研究及び基盤的研究開発の方法

(基本方針)

第4条 機構は、中長期計画に規定された基礎研究及び基盤的研究開発(以下「研究開発」という。)に関し、機構に属する研究者を中心として、必要に応じ、期間を限定して所要の研究者・技術者を雇用し、また、共同研究、業務委託等を必要に応じ行うことにより、その実施を図るものとする。

(研究開発の実施の方法)

第5条 機構は、中長期計画に規定される研究開発を行うために、その対象となる課題を定め、当該課題ごとに必要な研究者を配置し、これらの研究者に当該研究開発を実施させるものとする。

2 機構は、毎事業年度の開始前に、中長期計画に基づき、その事業年度の研究開発に関する年度計画を定めるものとする。

3 機構は、研究開発の進捗状況に関し、当該研究開発を指揮する責任者に、定期的に報告

を求めるものとする。

(評価の実施等)

第6条 機構は、実施研究開発課題について、国の定める評価に関する指針等を踏まえ、機構が別に定める方針に則り、適時適切な評価を実施し、評価結果を資源の配分、計画の見直し等に反映させるものとする。

第3章 成果の普及及び成果の活用の促進の方法

(成果の普及等の方法)

第7条 機構は、次に掲げる方法により、研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進を行う。

- (1) 研究開発の成果を論文等で発表するとともに、研究集会等を通して普及すること。
- (2) 研究開発の成果に関する発表会を開催すること。
- (3) 研究開発の成果に関する報告書を作成し、これを頒布すること。
- (4) 研究開発の成果として取得した特許権等を実施させること。
- (5) 研究開発の成果に関する技術指導を行うこと。
- (6) 研究開発に関する情報及び研究開発の成果として得られた試作物の提供を行うこと。
- (7) その他事例に応じて最も適当と認められる方法。

(発表会)

第8条 研究開発の成果に関する発表会は、定期的に、及び時宜に応じて、開催する。

2 前項の発表会は、原則として公開により行う。

(報告書)

第9条 研究開発の成果に関する報告書は、定期的に、及び時宜に応じて作成し、原則としてこれを一般に頒布する。

2 機構は、前項の報告書を頒布するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(特許権等)

第10条 機構は、研究開発により発生した特許権、実用新案権及び意匠権（以下「特許権等」という。）を管理するとともに、その活用促進を図るものとする。

2 機構は、機構が管理する特許権等の技術移転機関への随意契約による実施等の促進を図るほか、必要に応じ、機構自らが当該特許の実施を希望する企業と成果の実施に関する契約を締結するものとする。

3 機構は、特許権等を他に実施させるときは、別に定めるところにより適正な実施料を徴収する。

(技術指導)

第11条 機構は、技術指導を行うときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収する

ことができる。

(情報及び試作物提供)

第12条 機構は、研究開発に関する情報及び研究開発の成果として得られた試作物の提供を行うときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収することができる。

第4章 施設及び設備を共用に供する方法

(共用施設等の選定)

第13条 機構は、機構法第15条第3号に規定する業務のために保有し及び共用に供する施設及び設備（以下「共用施設等」という。）を選定する場合は、その機能、保有に要する資金、自らの研究開発実施への影響、社会・経済上の重要性等を勘案して行うものとする。

(共用施設等を使用する課題の選定)

第14条 機構は、共用施設等を使用する研究開発の課題を選定する場合は、自らの研究開発の実施に支障を来さない範囲で、共用施設等の使用目的・理由、使用期間等及び課題の緊要性、公共性等を勘案して行うものとする。

2 選定された共用施設等の使用にあたっては、使用者は別に定める個別の使用方法に従うものとする。

(共用施設等の使用契約)

第15条 機構は、研究所外の研究者が共用施設等を使用する研究開発課題を実施する場合には、課題を代表する者との間に、別に定める共用施設等の使用契約を締結するものとする。

2 共用施設等使用契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 共用施設等の名称
- (2) 使用目的・理由
- (3) 使用期間
- (4) 課題の代表者及びその他の利用者名
- (5) 使用料の額及び支払いの方法
- (6) 使用上の制限
- (7) 成果の取扱い
- (8) 特許等の取扱い
- (9) 共用施設等を毀損し、又は滅失したときの措置
- (10) その他必要な事項

(共用施設等の使用料)

第16条 機構は、共用施設等を使用させるときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第5章 研究者及び技術者の養成及び資質の向上の方法

(研究者等の養成等)

第17条 機構は、次に掲げる方法により、研究者及び技術者の養成及び資質の向上を図る。

- (1) 連携大学院による研究・技術指導
- (2) 講師派遣による研究・技術指導
- (3) 研修生の受入れによる研究・技術指導
- (4) 講習会の開催
- (5) その他事例に応じて最も適当と認められる方法。

2 機構は、前項の研究・技術指導等を実施するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(職員の資質の向上)

第18条 機構は、職員の資質の向上を図るため、国内外の物質・材料科学技術関係機関への派遣その他の措置を講ずる。

第6章 出資並びに人的及び技術的援助の方法

第19条 機構は、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）に基づき、機構の研究開発の成果に係る成果活用事業者等のうち適当であると認められる者に対し、金銭若しくは設備を出資し、又は人的若しくは技術的援助を実施することができる。

2 機構は、前項の出資により取得した株式を処分することが適当であると認められるときは、その全部又は一部を処分することができる。

第7章 業務委託及び受託の基準

(業務の委託)

第20条 機構は、自ら実施することが効率的でないと認める業務については、他に委託してこれを実施させることができる。

(業務委託契約)

第21条 機構は、業務の実施を委託しようとするときは、受託者と業務委託契約を締結するものとする。

2 業務委託契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 契約事項
- (2) 業務の目的及び概要
- (3) 業務実施場所

- (4) 業務開始及び完了時期
- (5) 業務の委託料の額及び支払方法
- (6) 業務に関する収入及び支出の状況並びに委託料の使途を明確にさせるための措置
- (7) 業務を適正に遂行させるための措置
- (8) 業務の遂行が困難となったときの措置
- (9) 業務完了後に機構が製造し、取得し、又は効用を増加させる土地、建物、構築物、機械装置、工具、器具、備品、製品等（以下、この業務方法書において「物件」という。）の帰属
- (10) 業務の結果得られた技術が特許権等の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法
- (11) その他必要な事項
(業務の委託料)

第22条 業務の委託料の額は、受託者と協議して定める。

(業務の受託)

第23条 機構は、依頼に応じて、業務の実施を受託することができる。

(業務受託契約)

第24条 機構は、業務の実施を受託しようとするときは、委託者と業務受託契約を締結するものとする。

2 業務受託契約においては、次の事項を定める。

- (1) 契約事項
- (2) 業務の目的及び概要
- (3) 業務実施場所
- (4) 業務開始及び完了時期
- (5) 業務の受託料の額及び受取方法
- (6) 業務の受託料が適正に支払われないときの措置
- (7) 業務の遂行が困難となったときの措置
- (8) 業務受託完了後の物件の帰属
- (9) 業務の結果得られた成果が特許権等の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法
- (10) その他必要な事項
(業務の受託料)

第25条 業務の受託料の額は、原則として当該業務の実施に要する経費の額及び機構が別に定める報酬の額の合計額とする。

第8章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約の方法)

第26条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規定で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

第9章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第26条―第42条）

(内部統制に関する基本方針)

第27条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第28条 機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第29条 機構は、役員会の設置及び役員の分掌に関し、次に掲げる事項について規程等を整備するものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルール of 明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- (4) 本部・事務所等会議の開催

(中長期計画の策定及び評価に関する事項)

第30条 機構は、中長期計画の策定及び評価に関し、次に掲げる事項について規程等を整備するものとする。

- (1) 中長期計画の策定過程の整備
- (2) 中長期計画の進捗管理体制の整備
- (3) 中長期計画に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中長期計画の進捗状況のモニタリング
- (5) 部門の業務手順の作成（標準業務手順・マニュアルの整備）
- (6) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - イ 業務手順に沿った運営の確保
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握

ハ 恣意的とならない業務実績評価

(7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第31条 機構は、内部統制の推進に関し、次に掲げる事項について規程等を整備するものとする。

(1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置

(2) 内部統制を担当する役員の決定

(3) 内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定

(4) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施

(5) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討

(6) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施

(7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用

(8) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用

(9) 研修会の実施

(10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等（違反役職員に対する懲戒の実施を含む。）

(11) 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第32条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価するとともに、当該リスクへの適切な対応に関し、次に掲げる事項について規程等を整備するものとする。

(1) リスク管理委員会の設置

(2) 業務部門ごとの業務フロー図の作成

(3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析

(4) 把握したリスクに関する評価

(5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制（研究内容など、専門的知見を要する場合の広報も含む。）

(6) 保有施設の点検及び必要な補修等

(7) 事故・災害等の緊急時に関する事項

イ 防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施

ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定

ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第33条 機構は、情報システムの整備及び利用に関し、次に掲げる事項について規程等を整備するものとする。なお、業務変更に伴い情報システムの改変が不可欠な場合には、速やかに行うものとする。

(1) 情報システムの整備に関する事項

- イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- ロ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
- ハ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み

(2) 情報システムの利用に関する事項

- イ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
- ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
 - a 法人が保有するデータの所在情報の明示
 - b データへのアクセス権の設定
 - c 機種やアプリケーションに依存せず、汎用的にデータを扱える仕組み

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第34条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関し、次に掲げる事項について規程等を整備するものとする。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

- イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ロ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）

(2) 個人情報保護に関する事項

- イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
- ロ 「個人情報の保護に関する法律について事務対応ガイド（行政機関等向け）（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

（監事及び監事監査に関する事項）

第35条 機構は、監事及び監事監査に関し、次に掲げる事項について規程等を整備するものとする。

(1) 監事に関する事項

- イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
- ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ハ 補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）
- ニ 監査結果の業務への適切な反映
- ホ 法人組織規程における権限の明確化
- ヘ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

- イ 監事監査規程に基づく監査への協力
- ロ 補助者への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告
- ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- イ 監事の役員会等重要な会議への出席
- ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ハ 機構の財産の状況を調査できる仕組み
- ニ 監事と会計監査人との連携
- ホ 監事と内部監査担当部門との連携
- ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第36条 機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第37条 機構は、内部通報及び外部通報に関し、次に掲げる事項について規程等を整備するものとする。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 外部通報窓口の運用方法
- (3) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (4) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第38条 機構は、入札及び契約に関し、次に掲げる事項について規程等を整備するものとする。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中長期計画の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立

(予算の適正な配分に関する事項)

第38条 機構は、運営費交付金を原資とする予算配分が適正に実施されることを確保するための体制整備（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）及び評価結果を予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第40条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第41条 機構は、職員（非常勤職員等を含む）の人事管理方針に関し、次に掲げる事項について規程等を整備するものとする。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 長期在籍者の存在把握

(研究開発業務に関する事項)

第42条 機構は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関し、次に掲げる事項について規程等を整備するものとする。

- (1) 研究開発業務の評価に関する事項

- イ 研究統括部門における研究評価体制の確立
- ロ 研究予算の配分基準の明確化

- (2) 研究開発業務における不正防止に関する事項

- イ 厳格なルールを要する研究（動物実験など）におけるリスク要因の認識と明確化
- ロ 研究費の適正経理
- ハ 経費執行の内部けん制
- ニ 論文ねつ造等研究不正の防止
- ホ 研究内容の漏えい防止（知財保護）
- ヘ 研究開発資金の管理状況把握

第10章 役員等の損害賠償責任の一部免除

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第43条 機構は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、同条第4項に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

附 則

この業務方法書は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、令和5年4月1日から施行する。